

令和 6 年 第 8 回

小野町農業委員会臨時会

令和 6 年 1 2 月 1 9 日

小野町農業委員会

◎ 応召・不応召委員

応招委員 (11 名)

1 番 矢 吹 高 徳	2 番 吉 田 誠	3 番 今 泉 隆 男	4 番 横 田 清 一
5 番 國 府 田 孝	6 番 羽 生 洋 市	7 番 佐 藤 秀 洋	8 番 先 崎 善 次
9 番 宗 像 智	12 番 渡 邊 静 夫	18 番 郡 司 正 春	

不応招委員 (1 名)

10 番 渡 邊 佳 子

令和6年第8回小野町農業委員会臨時会次第

議事日程

令和6年12月19日(木)午後2時00分

小野町役場分庁舎 講堂

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第3 議案第18号 農地法第4条の規定による許可申請について

出席委員(11名)

1番 矢吹 高德

2番 吉田 誠

3番 今泉 隆男

4番 横田 清一

5番 國府田 孝

6番 羽生 洋市

7番 佐藤 秀洋

8番 先崎 善次

9番 宗像 智

12番 渡邊 静夫

18番 郡司 正春

欠席委員(1名)

10番 渡邊 佳子

事務局職員出席者

事務局 長 鈴木 稔

事務局 次長 二瓶 淳

主 事 宗像 翼

議	長	(宗像智) では、ただいまから令和6年小野町農業委員会第8回臨時会を開会いたします。
		開会 午後2時00分
会	長	(宗像智) 委員の皆様には、寒い中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。今年は本当に時節柄、寒さも厳しくなっておりますので、委員の皆様には体調に気をつけて、それぞれの委員会の活動に頑張ってもらいたいと思います。本日の臨時会、よろしくお願いします。
議	長	(宗像智) では、早速ですが、ただいまの出席委員は9名であります。会議規則第11条の定足数に達しており、会議は成立いたしました。なお、10番、渡邊佳子委員が所用により欠席する旨の届出がありました。 また、本日の本会議は2名の農地利用最適化推進委員が出席しておりますことをご報告申し上げます。 それでは、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、さきに配付のとおりであります。 なお、本日開催されました第17回役員会におきまして協議した結果、会期は本日1日限りとし、採決の方法につきましては、会議規則第22条の規定により議案第17号及び第18号について簡易採決することに決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。 「異議なし」の声多数
議	長	(宗像智) 異議なしと認めます。 ご異議ございませんので、そのように決定いたします。

議 長	(宗像智) それでは、議事録署名人の指名を行いたいと思います。本臨時会の議事録署名人は、会議規則第25条の規定により議長において、4番、横田清一委員及び5番、國府田孝委員を指名いたします。
議 長	(宗像智) それでは、議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に朗読させます。事務局。
事 務 局 長	(鈴木稔) 議長。
議 長	(宗像智) 鈴木事務局長。
事 務 局 長	(鈴木稔) 事務局長。それでは、朗読いたします。 議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について。 農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。 受付1番、権利の種類及び権利の設定・移転の別につきましては、所有権移転になります。 土地の所在でございますが、[REDACTED] 地目については、現況、公簿とも田であります。農振区域内となっております。面積が1,381㎡でございまして、10a当たりの価格は無償ということであります。譲渡人、[REDACTED] 譲受人、[REDACTED] 経営面積につきましては、議案書記載のとおりでございます。 続きまして、受付2番、権利の種類及び権利の設定・移転の別については、所有権移転であります。

土地の所在でございますが、[REDACTED]でございます。畑が全部で2筆、641㎡、田が4筆、3,420㎡であります。なお、地目につきましては、6筆全てが現況と公簿が一致しております。田、畑それぞれの表記は記載のとおりとなっております。また、[REDACTED]を除く5筆全てが農振区域内となっております。10a当たりの価格につきましては、63円でございます。譲渡人、[REDACTED]

[REDACTED] 譲受人、[REDACTED]

[REDACTED] 経営面積につきましては、議案書記載のとおりでございます。

令和6年12月19日提出、小野町農業委員会会長、宗像智。

以上であります。

議 長

(宗像智)

ありがとうございます。それでは、受付1番について、関係委員の説明を求めます。

1 2 番

(渡邊静夫)

議長、12番。

議 長

(宗像智)

12番、渡邊静夫委員。

1 2 番

(渡邊静夫)

受付1番について説明いたします。

立会人、[REDACTED]、農用地最適化推進委員、渡邊静夫、事務局から二瓶事務局次長、宗像主事。12月10日に現地を確認いたしました。

申請地の場所ですが、[REDACTED]

[REDACTED]になっております。

申請理由ですけれども、申請地は[REDACTED]

[REDACTED] 今回の申請に至り

ました。

詳細につきましても、引き続き私のほうから説明いたします。

権利の種類及び権利の設定・移転の別は、所有権の移転です。農地法第3条2項に該当するか否かについてですが、第1号の全部効率利用については、譲受人は経営農地全て耕作されております。また、耕運機等を保有しているため、耕作の事業に供すべき農地について、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得しようとする場合について及び第3号の信託については、該当ありません。

第4号の農作業常時従事については、譲受人やその他世帯員は年間150日以上農業に従事することが見込まれるため、農作業を行う必要がある日数について従事すると考えられます。

第5号の転貸禁止については、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であるため、転貸には当たりません。

第6号の地域調和については、譲受人は当該地域の効率的かつ総合的な利用の確保に弊害を及ぼすおそれはなく、農地取得後は協力的に地域内の営農に参画するため、特に支障を生ずるものではありません。

以上のことから、取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・通作距離などを見ても問題がないことから、許可要件を全て満たしていると考えます。

以上です。

議長 (宗像智)

ありがとうございました。ただいまの説明のとおりであります。受付1番に対する質疑及び意見を求めます。

質疑及び意見ございませんか。

発言する声なし

議長 (宗像智)

質疑、意見なしと認めます。よって、質疑、意見を終結いたします。受付1番について採決いたします。お諮りいたします。本案について許可することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声多数

議長

(宗像智)

異議なしと認めます。したがって、本案は許可することに決しました。続きまして、受付2番について関係委員の説明を求めます。

1 2 番

(渡邊静夫)

議長、1 2 番。

議長

議長

(宗像智)

1 2 番、渡邊静夫委員。

1 2 番

(渡邊静夫)

受付2番です。

現地確認日12月10日、10時40分より、立会人は[REDACTED]、農用地最適化推進委員、渡邊静夫、事務局、二瓶事務局次長、宗像主事、現地確認いたしました。

申請地の場所ですが、[REDACTED]

[REDACTED]に位置いたします。

申請理由について。申請地は譲受人の[REDACTED]

[REDACTED]、今回の申請に至りました。

詳細につきましても、引き続き私のほうから説明いたします。

権利の種類及び権利の設定・移転の別は、所有権の移転です。

農地法第3条第2項に該当するか否かについてですが、第1号の全部効率利用については、譲受人は経営農地全て耕作されております。また、耕

運機等を保有しているため、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得しようとする場合について及び第3号の信託については、該当ありません。

第4号の農作業常時従事については、譲受人やその世帯員は年間150日以上農業に従事することが見込まれるため、農作業を行う必要がある日数について従事すると考えられます。

第5号の転貸禁止については、許可申請に関わる農地は譲渡人の所有農地であるため、転貸には当たりません。

第6号の地域調和については、譲受人は、当該地域の効率的かつ総合的な利用の確保に弊害を及ぼすおそれはなく、農地取得後は協力的に地域内の営農に参画するため、特に支障を生ずるものではありません。

以上のことから、取得後の全ての農地を経営すること、機械・労働力・技術・通作距離などを見ても問題がないことから、許可要件を全て満たしていると考えます。

以上です。

議

長

(宗像智)

ありがとうございました。ただいまの説明のとおりであります。受付2番に対する質疑、意見を求めます。

質疑、意見ございませんか。

発言の声なし

議

長

(宗像智)

質疑、意見なしと認めます。よって、質疑、意見を終結いたします。受付2番について採決いたします。お諮りいたします。本案について許可することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声多数

議長 (宗像智)

異議なしと認めます。したがって、本案は許可することに決しました。

続きまして、議案第18号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に朗読いたさせます。事務局。

事務局長 (鈴木稔)

議長。

議長 (宗像智)

鈴木事務局長。

事務局長 (鈴木稔)

事務局長。それでは、議案書の2ページをお開きいただきたいと思います。朗読いたします。

議案第18号 農地法第4条の規定による許可申請について。

農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

受付1番、農地の所在が、[REDACTED] 地目については、現況、畑、公簿は田であります。面積が1,511㎡でありまして、申請人は[REDACTED] [REDACTED]であります。形態については転用、用途については[REDACTED] 施設は[REDACTED]ということになっております。本件の申請事由につきましては、議案書に記載してあるとおりとなります。

令和6年12月19日提出、小野町農業委員会会長、宗像智。

以上でございます。

議長 (宗像智)

ありがとうございます。それでは、受付1番についての関係委員の説明を求めます。

8 番 (先崎善次)
議長、8番。

議長 (宗像智)
8番、先崎善次委員。

8 番 (先崎善次)
8番。受付1番について説明いたします。
申請人、[REDACTED] 申請地、[REDACTED] 畑1
筆、1, 511㎡。現地確認日、11月6日、3時半から。立会人、[REDACTED]
[REDACTED] 農業委員、私、最適化推進委員が郡司正春さん、事務局、二瓶
事務局次長、宗像主事でありました。
申請地の場所は、[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]でございます。
申請理由は、申請人[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
今回の申請に至りました。
詳細につきましては、郡司正春農地利用最適化推進委員より説明申し上げ
ます。
以上。

議長 (宗像智)
18番、郡司正春委員。

1 8 番 (郡司正春)
18番。引き続き、私のほうから受付1番について説明いたします。
土砂の流出等の災害を防止するための措置については、現状のまま

農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼさないための措置については、水は使用しないので汚水の発生はありません。雨水については従前どおり敷地に自然浸透及び東側水路に排水します。

周辺農地に係る営農条件に支障を及ぼさないための措置については、申請地の北側は水路と運動公園、東側は水路、南側は宅地、西側は水路、雑種地及び宅地になっています。転用の目的は

農地の分断、蚕食は生じません。

農地区分については、申請地は
転用については問題ないと考えられます。また、本申請地は面積3,000㎡以下であるため、町許可となります。

以上です。

議長 (宗像智)

ありがとうございました。ただいまの説明のとおりであります。受付1番に対する質疑、意見を求めます。

質疑、意見ございませんか。

発言の声なし

議長 (宗像智)

質疑、意見なしと認めます。よって、質疑、意見を終結いたします。受付1番について採決いたします。お諮りいたします。本案について許可することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声多数

議長 (宗像智)

議

長

異議なしと認めます。したがって、本案は許可することに決しました。

(宗像智)

以上で、本臨時会に付された案件はすべて終了いたしました。

これをもって、令和6年小野町農業委員会第8回臨時会を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。

閉会 午後2時12分

